

付表 1（第 4 条関係）

補助対象設備	添付書類
共通	- 申請者が法人の場合は、申請者の法人登記事項証明書 の写し - 役員等氏名一覧表（様式第 2 号） - 申請日の属する年度に取得した完納証明書等の小田 原市税に係る滞納が無いことを証する書類の写し - 補助申請額の根拠となる資料（見積書、系統連系工 事費負担金請求書等の総事業費及び補助対象事業費の 内訳が分かるもの） - PPA の場合、サービス料金から補助金額相当分が控除 されていることが分かる書類 - リース契約の場合、リース料金から補助金額相当分 が控除されていることが分かる書類 - その他市長が必要と認める書類
- 自家消費型太陽 光発電設備 - 余剰再エネ供給 型太陽光発電設備 - E V 宿場町用太 陽光発電設備 - 蓄電池	- 補助対象設備の仕様書又はカタログ - 補助対象設備の設置場所又は補助対象建築物の地図 - 補助対象設備の設置図（平面図、機器配置図、シス テム系統図及び単線結線図）及び構造計算書（屋根設 置の場合、建物に係る構造計算書を含む）等又はこれ らに代わるもの並びに現況写真 ※いずれも補助対象設備及び補助対象外設備の判別が できるものとする - 自家消費率の算出根拠（電力需要量、発電予測量 及びそれに基づき計算した年間自家消費率等） - ソーラーカーポートを導入する場合は、交付対象 事業費が 3 億円以内と分かる書類 - 余剰再エネ供給型太陽光発電設備において、自家 消費率が 75% 以上の場合は、屋根ポテンシャル最大

	設置事業であることを説明する資料。 7 補助対象施設が民生部門に該当する場合、ORE登録証等（小田原市再エネ電力使用事業所登録制度実施要綱（令和7年要綱第57号）第3条及び第7条に規定するORE登録証又は第6条に規定する小田原市再エネ電力使用事業所登録制度宣誓事業所登録申請書をいう。以下同じ。）
(5) エネルギーマネジメントシステム（BEMS） (8) 高効率換気空調設備、高効率照明機器、高効率給湯器、コージェネレーション等	1 補助対象設備の仕様書又はカタログ 2 補助対象設備の設置図（平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図）及び構造計算書（自己所有物件の場合）又はこれに代わるもの ※いずれも補助対象設備及び補助対象外設備の判別ができるもの 3 省エネ支援事業者等による省エネ診断報告書の写し等の省CO2効果の根拠となる資料（新規に設備導入を行う場合は、一般的に導入する設備を定義し、その設備と比較して、省CO2効果を確認できるもの） 4 機器の更新の場合は、撤去前の設備の仕様書又はカタログ若しくはこれに代わるもの及び撤去前の写真（仕様書又はカタログ等に記載された設備と同一の設備であるかを銘板等の写真を用いて確認できるもの） 5 高効率換気空調設備の場合は、全熱交換器（JIS B 8628に規定されるもの）であること、必要換気量（1人当たり毎時30m³以上）を確保すること、熱交換率40%以上（JIS B 8639で規定）であることが分かる書類 6 高効率照明設備の場合は、次のいずれかの機能を有するLEDであることが分かる書類

	(1) スケジュール制御（予め設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御する機能） (2) 明るさセンサによる一定照度制御（明るさセンサからの信号により、予め設定した照度に調光制御する） (3) 在/不在調光制御（人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、予め設定した個別回路を点滅又は調光制御する） 7 補助対象施設が民生部門に該当する場合、ORE登録証等
(6) 充放電設備（充放電設備・充電設備・外部給電器）	1 補助対象設備の仕様書又はカタログ 2 経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」（CEV補助金）の補助対象の銘柄に登録されていることが分かる書類 3 充放電設備、充電設備の場合、再エネ発電設備から電力供給可能となるよう措置がされていることが確認できる書類（システム系統図及び単線結線図等）。ただし、EV（カーシェア）の付帯設備として導入する場合を除く。 4 リース契約により充放電設備を調達する場合、申請者がリース契約により脱炭素先行地域内対象施設に設置する充放電設備を納品することを証する書類の写し
(7) EV（カーシェア）	1 補助対象設備の仕様書又はカタログ 2 拠点において、車両の走行による想定年間消費電力量をまかなうことができる再エネ発電設備と接続して、充電を行うものであることが分かる書類。た

	だし再エネ発電設備を設置できない場合は、又は想定年間消費電力量に対して設備容量が不足する場合については、その不足分を再エネ電力証書（グリーン電力証書、再エネ電力由来Jクレジット、FIT非化石証書又は非FIT非化石証書（再エネ指定））の購入又は再エネ電力メニューからの調達で補うことができることが分かる書類。 3 通信・制御機器、充放電設備又は充電設備と合わせて、外部給電が可能な電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」（CEV補助金）の補助対象）であることが分かる書類 4 申請者がリース事業者の場合、EVカーシェアリングサービス事業者が当該車両をリース契約により調達し、脱炭素先行地域内で事業を行うことを証する書類の写し
(9) 省エネ診断	
(10) エリアエネルギーマネジメントシステム（AEMS）	1 当年度事業内容を説明する資料
(11) 太陽光発電設備の系統接続	1 一般送配電事業者への接続検討申込の状況を確認できる書類の写し 2 接続検討に係る調査料（検討料）の支払いを確認できる書類の写し 3 一般送配電事業者の有する系統に接続しようとする太陽光発電設備に係る補助金の交付決定日の属する年度が、本件補助金の交付申請日の属する年度と同一であるときは、共通2から4の書類の提出は省

	略可。
--	-----